

令和3年度（令和4年度）面会室整備支援事業対象整理

【基本的な考え方】

当該補助事業は、国 2/3, 県 1/3 の負担割合で補助を行う事業となり、その取扱いは国管理運営要領によって示されております。

対象経費は、国が示す例示（床面積の拡大工事、面会室の新規整備、面会室用の陰圧装置・換気設備の設置、消毒等を行うための玄関室等の設置）として認められるかどうかにより補助の適否について判断します。

以下に、本県における具体的な取扱いを示す Q&A を掲載しておりますので、ご確認ください。

【具体的なQ A】

Q1 令和3年度中に事業を完了することは困難だが、令和4年度に完了となっても良いか。

A1 令和4年度内の事業完了となることを想定しています。（ただし、必ず令和4年度内に完了することが必要。）

Q2 事業量調査で回答した施設以外は補助対象とならないのか。

A2 令和3年12月9日に実施した事業量調査で回答いただいた施設に補助ができるような予算規模となっています。

ただし、事業量調査で回答した施設が整備を取りやめた場合は、追加協議の受付を実施することがあります。その際は、別途お知らせ致します。

Q3 空気清浄機や空気清浄の機能を持つエアコンの設置は対象となるか。

A3 今回補助対象として示しているのは、「陰圧装置」または「換気設備」の設置であり、「空気清浄機」は補助対象と考えていません。殺菌効果を持つ空気清浄機等が販売されていることも承知しておりますが、対象外となります。

Q4 面会室を2つに区切った場合、利用者の空間用と家族等の空間用の2台の簡易陰圧装置を設置することは可と考えて良いか。

A4 原則、利用者は感染していない、家族等の外部の人は感染している可能性があるとして整理します。よって、家族等の外部から来る人（面会者）の空間に陰圧装置を設置することでその部屋からウイルス等の流出を防ぐことを想定しています。

面会者側、利用者側の双方に設置してしまうと、陰圧状況が同じになってしまったり、機器の不調や誤差が生じたりすることにより、むしろ利用者側の気圧が低くなりウイルスが流入する可能性も考えられることから、有効性が低いと判断しています。

よって、面会者と利用者側の空間が分離していること、かつ、面会者側に陰圧装置を設置することについて補助の対象とします。

Q5 面会室の新設が事業の対象とされているが、設置式（組み立て式）の面会ブースの購入は補助対象となるか。

A5 利用者と面会者が空間的に分離できないものについては、その設置によりむしろ「密」の状態となってしまう事が考えられることから、原則対象外とします。

ただし、施設入所者と外部の者（面会者）との間で空間的に分離が可能なもの（空気の流入がないもの）であって、施設において感染対策が出来ているとの判断のもと、面会に必要であると説明がつくものに限り認められます。このことについて、交付申請時または実績報告時に説明を求めることがあります。

なお、外部からの面会者が、面会ブースへ行くための導線等を検討したうえで、設置をお願いします。